
Quarterly "Urbanization" 2026 vol.1

季刊「都市化」2026 vol.1

農業と社会的共通資本

光多 長温

2026 年 9 月

公益財団法人 都市化研究公室

Research Institute of Urbanization

本レポートは原則として発表時における情報に基づき作成されております。 内容についての問い合わせは、当財団事務局までお願いします。

2026 年 9 月

農業と社会的共通資本

公益財団法人都市化研究公室 理事長 光多 長温

目次

1. わが国農業に将来はあるか	1
2. 農業と社会的共通資本	3
3. わが国農業の将来像	5

1. わが国農業に将来はあるか

わが国農業は、衰退の一途を辿っている。農業関係のデータは様々な資料に掲載され議論されているので、ここでは個別数値は省略するが、小泉政権の新自由主義政策以降、人口の大都市集中等の格差拡大に合わせたように、2015 年以降更に拍車がかかっている。

その中で、ここでは、後段の今後の農業のあり方に関連して二つの指標を取り上げる。

第一は、農地所有適格法人である。これは、『農地法』で規定された呼称で、同法第2条第3項に定める要件を満たし、「農地に関する権利の取得が可能な法人」のことで、農事組合法人や株式会社等のうち一定の要件を満たすものが「農地所有適格法人」呼ばれる。

農地所有適格法人の要件は、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件が規定され、この4要件をすべて満たす必要があり、農地権利取得の許可申請手続きの中で要件審査が行われ、権利取得後も要件を満たし続けなければならない。

2022 年度末の全国農地適確所有法人数は 20,750 法人、全農家の 1.9%である。この「農地を適格に所有する」ことの意味は何であろうか。この農地所有適格法人以外の全農家の 98%は農地所有は適格ではないということであろうか、それほど、農地の所有には制約がかかるのであろうか。膨大な耕作放棄地があるにもかかわらずである。

第二に、農業の後継者に関してである。2020 年度農水省統計によると、経営主が 65 歳以上の農業経営体で 5 年以内に農業経営を引き継ぐ後継者の確保割合は、個人農業体で 27.4%、団体経営体で 52.2%である、逆に言えば、個人農業体で 75%、団体経営体で 50%が後継者を確保していないということになる。また、この統計はいかなる意味があるのであろうか、また、真実を物語っているものであろうか。誰に聞いているのか、農家の親に聞いているのであれば期待値的なことかも知れないし、確約を得ている

わけでもないであろう。公的統計であれば、やや高めに出る可能性がある。そもそも、後に述べるように、家族経営の農家を継承する者が個人農業体でも4人に1人ということであろうか。ある地域（中山間地域）で中立的な学生が1軒1軒訪問してアンケートをとったところ、農家の後継者について、後継者はいない30%、後継者と考えられるものと同居しているが後継するかは不明27%、一緒に住んでいないし将来も不明24%、後継者と一緒に住んでいる8%、現在は済んでいないが将来は戻る予定7%、不明5%という結果であった。惨憺たる結果である。

安倍内閣時に全中改革等、いくつかの農業改革が行われたが、根本的解決というわけではなく、2024年度になり一挙に噴出する。いわゆる令和の米騒動である。2024年から翌2025年にかけて、各地で米の買い占めと品薄が発生し、米の価格が全国的に高騰した。その要因は、2023年の猛暑による流通量の減少やインバウンド需要の増加に加え、南海トラフ地震臨時情報の発表や災害への懸念による買いだめ、品薄に関する報道やSNSでの拡散を受けた消費者の需要急増等が重なったものとされる。この米騒動の原因は未だに不詳であるが、小泉農相（当時）は備蓄米の放出や輸入米の増加等の措置をとり、やや沈静化した。しかし、底辺にある農業問題には全く手が付けられなかったし、最も深刻な後遺症は、農業者と消費者との間に大きな溝が生まれたことである。双方が不信感を持ち、この解消には相当時間がかかるものと思われる。米離れも収まらない。

論者は、戦前の地方生まれであるが、小さい頃からお米はお百姓さんが一生懸命作ってくれたので1粒も粗末にしないでありがたくださいなさいと言われて、手を合わせて食べたものであるが、このような文化は失われてしまった。この双方の不信感を癒すには相当な時間がかかるのではないだろうか。

この令和の米騒動に至る背景には様々な農政の失敗がある。その中で大きいのは、減反政策と農地の限定である。

第一に、減反（正確には転作奨励）である。1970年、コメ余りのため、政府は米作に制限を設けた。コメの生産を縮小しろということである。企業でも生産調整を行うことは従業員のモラルを失わせさせる。期間限定であればまだしも、これが実質的に数十年間、政府によるコメの買上制度がなくなって以降も継続する。現政府も、「需要に応じた生産を」と言っており減反制度を実質的に継続させる方針である。農家による農業生産の自由が奪われることとなるが、なぜこういう発想になるのか、また、それがなぜこれだけ続くのか理解不可能である。減反関連の旧農林省の行政権限は増大したものの、世紀の愚策である。

次が、農業者（農業を行うもの）及び農地所有に関する制限である。農業を営む者は「農地と認められた土地で農業者と認められる者」に限定されるとされる。1961年

制定の農業基本法以来の制度であり、1999年の「食料・農業・農村基本法」に全面改正・継承されている。農業を営む者（農業者¹）は家族経営を基本とし、会社法人は農業者とは認められない。近年、農家の農業法人化が進められているが、これも出資者に関して農業者比率の制約があり実質は同じである。企業が農地をリースし、農業生産を行うことは認められえがあくまでリースに限定され、農地を所有することは認められない。

担い手を家族経営に限定する理由として、「農業は家族で時間を問わず行う」「労働法関係には馴染まない」とする理屈も言われるが、企業性悪説に基づくとは考えられない。株式会社は、本来、利益を目的としそのためにはいかなることも行うという議論には誤解がある。株式会社は、個人でできない事業を集団的に行うために創られるものであり、定款（事業目的）と出資構成で株式会社の性格が決まる。欧州では地域公共会社が地域社会に大きな貢献を行っているし、マイケル・ポーターも、社会貢献と企業利益を両立させる CSV（Creating Shared Value）を提唱している。地域農業に想いがある企業の農業進出はなぜ劣後に置かれるのか、理解に苦しむ。

次に、農地の所有に関してである。農地の所有関係は農地法で厳しく制限されている。農地転用や新規に農地を取得することは農業委員会の承認を要し、実質的に厳しく制限されえている。例えば、農家から農地をリースして農業生産を行っている企業があり、その農家は、後継者がいなくて先祖様から受け継いだ農地を荒廃させるに忍びなくて企業にその農地をもらってくださいと言っても許されない。これでは、企業は地域に根付いた農業はできない。憲法違反でもある。企業が農地を所有すると産廃置き場等に利用され農地が荒廃するという企業性悪説がベースにあるのであろう。しかし、実際には農業者が所有する農地で産廃置き場になっているケースは多いのも現実である。

2. 農業と社会的共通資本

いろいろ述べたが、わが国農業に未来はあるのか。若い人達で農業をやりたいと希望する者も多い。しかし、農地をリースするか農家の後継ぎとなるしか道はない。前述のように、今回の令和の米騒動で、消費者と生産者との間に大きな不信感、亀裂が生じたが、どう修復し、将来のわが国の農業の構図を描くのであろうか。

現在の農業制度は、戦後の GHQ による農地解放を経て、1961 年の農業基本法がベースとなっている。農業政策の基本理念と方向性を定めた法律であり、「農業の生産性向上と農家所得の他産業並みへの引き上げを通じて、農業の発展と農業従事者の地位

¹ 年間 150 日以上農業に従事する者をいう。

向上を図る」ことを目的としていた。この思想は、当時の中小企業振興と発想は同じである。農業を「業」と位置づけた。しかも、中小企業に似た位置づけである。農業を資本主義経済に挿入したものであるが、資本主義に農業制度を合わせることなく、旧来の農業基本法体系によるリジッドな農業制度をそのままにして資本主義経済に参入した。これが後述する資本主義が変容する段階で矛盾が噴出してくる。

当時のわが国の資本主義は、政府と企業とがタッグを組んで経済成長に邁進していったので、この時点ではそう間違っていたものではないと思う。しかし、1990年代以降、世界の資本主義は大きく変容し、市場至上主義に転じ、経済の主たるインデックスは企業の利益とされるに至る。この段階でわが国農業は混乱する。令和のコメ騒動もその一端を示すものである。このままでは、わが国農業は軋みつつ衰退していくしかない。

では、どうすれば良いか。これだけの迷路の中で明確な道筋は見当たらない、そこで、ここでは、現在の状況への一つのアンチテーゼとして宇沢弘文がいう社会的共通資本の中での農業を考えてみよう。宇沢は、新自由主義が芽を吹くころにアメリカで活躍したが、新自由主義のリーダーである M.フリードマンと対立し、企業利益のための経済ではなく、人間のための経済を説いた経済学者であり、その主たる主張が社会的共通資本である。

宇沢は、先ず、農の営みは産業的範疇を超えて、優れて人間的、社会的、自然的な意味を持つとする。人間が生きていくために必要な食料を生産し、生物を守り、環境を守るものであるとする。そして、1961年農業基本法は、市場的効率性、即ち工業部門と同じ考え方を農業部門に持ち込んだ政策の失敗にあるとする。資本主義的な効率性を基準として資源配分がなされるとすれば、農村の規模は年々縮小を続けざるを得ない。そして、農業を社会的共通資本の一つとして考える時に、それは、先ず社会において農業の位置づけを所与的に定めることが必要とする。人口の一定割合が常に農業生産に携わることが社会的に必要とする。農業の中で生まれ育った若者が都市で育った若者と絶えず接触することによって優れた文化的人間的条件を作り出す。

他方、農業と工業との所得格差は生じざるをえないものであり、そこに農家に対する何らかの所得補助を考えざるを得ないとする。ここで宇沢は農社という概念を提唱する。農社は、一定単位の農家のコミュニティ組織をいう。そして、農業部門における生産活動に関して、経営単位としては一戸一戸の農家ではなく、一つ一つのコミュニティとしての農村でなければならない。それは、生産、加工、販売、研究開発等広い意味における農業活動を統合的、計画的に実行する社会的組織である。

ここで宇沢の説く農業について二つのことを補足しておきたい。一つは、宇沢は、社会的共通資本を運営するのは、職業的専門家であるとする。ここからすると、農業

生産者は一人一人がこの職業的専門家を目指し、位置付けられることとなる。

もう一つは、宇沢はこの農社におけるコモンズに関して、所有のコモンズを説いている。一戸一戸の農家が農地を所有するのではなく、共有するのである。そもそも、資本主義は私的財産を認めることが大前提となるが、ここで農業の資本主義からの離脱を説いている。

3. わが国農業の将来像

宇沢が説く農業の社会的共通資本化は現実離れしていると批判されるかもしれない、それは、1961年農業基本法以降のわが国農業が（旧来の制度をそのままに）資本主義の枠組みに取り込まれてしまったことから当然のことであろう。しかし、わが国農業の将来が中々見えにくい中で、社会的共通資本としての農業の姿を描いてみたい。

第一に、地域単位で農社を創ることである。ここでは、地域農業公社としておこう。そして、既存農家はそこに自らの農地を（民事）信託することにより農地を統合化する。委任、委託、貸借でも良いが、統合化された農地は、交換分合され権利関係が変化するので信託の方が適している。そして、信託委託者となった農家は農地の所有権の信託の対価として信託受益権証書を保有することとなり、それを農社に出資する。なお、所有者不明農地も信託であれば可能である（金融庁見解で所有者不明山林の民事信託は可能であるとされている）。また、特に、土地持ち非農家の農地はこの農社に信託乃至は寄付を行う。

統合化された農地は、畦道等の公有地を含めた交換分合を行い、適当な形状、面積に区画整理する。そこでは都市内で行われる区画整理に似た耕地整理が適用される。保留地を処分することにより事業費を捻出するが、わが国農業のために政府乃至は自治体は積極的に支援を行う。

信託受託会社には、税の導管理論により法人税は課税されない。信託委託者に支払う信託配当は委託者に課税される。この信託配当のあり方は地域公社単位で定める。なお、農地の固定資産税は信託受託会社が負担する。

第二に、この農社の中で既存農業者も、新規に農業を行う者も希望の農地単位で農業を行う。この農社の中には、農業生産に特化する者、農社内で準備・生産・販売を含めた業を営む者、等々様々な態様の農業生産が行われる。既存農家の子女以外の、農業をやりたい若者もこの社内で教育訓練を受けた上で、農業を営むこととなる。各人の所得は、出来合いでも良いし、定額給与でも良い。

都会の労働者で定年後や、中年段階で農業に一定期間従事したいとするものも場を与えられる。そこで、コミュニティができ、正にコモンズが生まれる。機械購入や販売等も行うことから現在の農協も積極的に参入する。

第三に、農社単位で農業生産計画が策定されるが、基本的には個々の農業者の自由である。この農社が全国規模になった時には国全体としての農業生産計画は地域単位や国を入れて行うこととなるが、そういう時代が来れば幸せな悩みである。

この農社での農業生産物は、各農社毎に販売ルートを創っていくが、全体で余剰が出れば、政府は買い上げて東南アジアやアフリカ等飢餓に苦しむ国に送れば良い。世界に貢献するのである。勿論、減反などという話は出てこない。米価格は市場で決めるのではなく、銘柄別に政府で決められる。

要するに、「農業の産業化」から、「農業の農化」乃至は、「農業の公業化」である。農業を国の基幹に置くものである。農業者も誇りと目的をもって農業に勤しむこととなり、農業人口も増える。

日本は縄文の時代から農耕民族であり、農は日本の本である。単に、食料自給や利益が出る農業を追い求めるのは国の形として臍を噛むこととなる。農業に関わる方が誇りを持つスキームとすることが必要である。減反のような農業に携わる方の意欲を挫くような政策は、トンデモナイものである。他方、日本の農業は資本主義経済に巻き込まれ、その後資本主義経済が新自由主義経済に席卷され、最も距離があると考えられる農業もその中に巻き込まれていった。旧来の農業・農地制度をそのままにしてである。うまくいくはずがない。

2005年にM.フリードマンも死去し、2008年のリーマンショック後は、新自由主義は往時の力はない。他方、日本だけがその呪縛の中にいる。今後の経済論はどうなるのか。現在、世界では新保守主義一色に染まっているが、経済論的には（ポストかニューかは不明であるが）政府の役割が重くなるケインズ経済学に回帰していくことであろう。

その中で、わが国農業はいかなる方向を目指すのか。上記スケルトンは、余りにラフでかつ現実離れしていると言われるかも知れないが、地域発で考えることにより農業の将来像が開けていく。そのための素材であると理解していただきたい。想いある地域での挑戦を期待したい。

農業を地域単位で変えていこうとするには、先ず、地域それぞれの特色や歴史に合わせて、今後の農業経営を考えていくことが必要である。そのためには、地方分権が大前提となる。勿論、補完の原則により政府はこれを後押しすることとなるが、もはや中央統治型の農業政策からでは何も出てこないであろう。

(以上)

【資料】フランスの農業

フランスの農業制度

2015/03 財団法人都市化研究公室理事長 光多長温

明治時代に農業政策を構築する際にフランスの農業政策を参考にしたとも言われる。以下では、わが国農業政策のあり方を考えることを念頭に置きつつフランス農業政策の現状を考えてみることにする²。

右の写真は、バルビゾンの農業地域。ミレーの「晩鐘」の舞台。バルビゾンの現地を訪問したが、国立公園に指定されたために、ミレーの時代（下図「ミレー晩鐘」オルセー美術館）と全く同じ風景となっている。わが国農地の風景の変化とは大きく異なる。



1. 概説

フランスは農業国と言われる。土地利用は、耕作地：36%、草地：15%、森林：31%、荒地：5%と半分以上は農業関係で占められる。生産高は（小麦を中心とする）穀物及びワインが多い。

但し、農業がGDPに占めるウェイトは1.7%程度（日本は1.2%程度）。加工を含めると約5%。地域別に見ると、シャンパーニュ地方は13%程度（含む加工）と高いが、他はおしなべて低い。

農業就業者は、耕地面積10ha以下：153,500人、10-25ha：66,400人、1人当たり平均約3haとわが国と比べると極めて大きくなっている。政府は、農業分野への、（特

² 本稿については、フランス全国田園私有地連合法務担当者フランソワ・バジール氏（François Bazire : (Chargé de missions juridiques、Fédération Nationale de la Propriété Privée Rurale) に多大のご指導、ご協力をいただいた。ここで改めてお礼を申し上げたい。

に若年層の)新規参入政策を推進している。

2. 事業主体及び農業者

農業構造の大きな方向を示すマスタープラン³は県レベルで出される。これは、形式的には、プレフェ（国の地方代表）が出すが、実質的には農業指針委員会が策定したものを出す。

フランスの農業が大きく変わったのは 1999 年改革においてである。国土計画の見直しと同時に行われ、この中で農業は国土開発の一翼を担うという位置づけともなり、農業指針の方向が大きく変わり、経済的に成り立つ⁴ことが第一要件となり、このために農地規模を大きくすることが大きな政策となった。農作物の種目により、最小耕作面積(minimum unit)が設定された

農作物別最小耕作面積は県別に決められる。例えば、S 県では、次のとおり。

・穀物：80 h a 以上、野菜：0.6ha、路地野菜：3ha、花卉（温室）：0.3ha、きのこ：0.6ha、苗木：3ha、路地花卉：1.5ha、白菜 4ha、タバコ：3.2ha、果実（木類）：9ha、小果実（イチゴ等）：4.5ha、アスパラガス：7ha。

営農許可（農業を経営することができるものとしての許可）は形式的にはプレフェ（国の地方代表）が出すが実質的には農業指針委員会(Agricultural Orientation Committee)⁵の答申通りに進められる。営農許可を受ける事業主体としては、会社形態（農業法人形態を含む）と個人形態とがある。農業法人形態⁶が 140,500、個人形態が 329,900、商業法人形式が 6,100 となっている。株式会社の場合に、株主に農業者が含まれることを要求されることはない。農業者の資格がある人を雇用するか、自営業としての農業者に農業生産を委託する場合等がある。なお、農業者資格を持たない者が、事前に農業者に賃貸する契約（停止条件付き）を結ぶ等、農業者資格者による農作業が行われる保証がなくても農地の所有者となることは可能である⁷。

農業法人形態や個人形態においては農業者許可（農業・耕作を行うことができるものとしての許可）」が必要となる。この場合も、（県単位の）農業指針委員会の役割が

³ 都市マスタープランの農業地域版

⁴ 「耕作者が少なくとも最低賃金分の手取り収入を得られる経営が成り立つ」の意味。

⁵ 県農業指針委員会は農業会議所、農業組合、流通業者、農業金融機関、等の代表から成る（フランスではいろいろな利害関係者を集める委員会を組成し、その中で調整を行うことが多い）。

⁶ 農業法人には、SCEA、EARL、GAEC 等がある。SCEA は設立の許可を得る時には、農業者資格者が社員であることが必要であるが、その農業者資格者が退職する際、その持ち分を非農業者資格者に売却が可能。EARL は持ち分の過半数（51%）が農業者資格者である義務がある。一人でも作ることが可能。これにより個人の資産と事業資産を分離できる。但し、法人規定に違反する場合（例えば、持分の 51%以上が非農業者資格者となった場合）には、営農資格を剥奪される。EARL78600、GAEC37200)

⁷ 但し、後述のように、SAFER は若い農業者資格者や農民に賃貸する約束をする者を優先することが多い。

極めて大きい。

農業者の資格は、次のような者が対象となる。

① 農業関係の教育機関卒業者

・農業関連の大卒者、農業技術者（博士）、高卒レベル以上で一定の農業技術資格をもっている者⁸。

② 農業経験者

・①の資格は持たないが、5年間の農業従事経歴を持つ者。高卒の相当する農業関係（農業、園芸等）社会人経験を持つ者。農業の職業訓練的なことも盛んに行われる。

農業者の年齢層は、若い人の農業離れが著しくて逆三角形となっている。現実的には、65歳から年金をもらいながら農業を続けている人が多い。農業法人商業法人に雇用されている農業労働者もいる。

労働が大変で収入が少ないため、若い人が農業に入らないことが最大の課題。このため、政府としては、若い人に農業就業して欲しいとの政策をとっている。即ち、新しく農業を始める人への補助金は、①EU+フランス政府の補助金②フランス独自の補助金がある。農業を再開する者および新規に農業を始める者に対して、平地の場合、8.000～13.730 ユーロの一時金が出る。さらに、農地の状況が悪い時は、上積みされる。例えば、山岳地帯の場合は 16.000 ユーロとなる⁹。現在環境のことが問題になっており、棚田等環境により農地には補助金が出る。

優遇税制（特に、若い人には 100%控除制度有り）もある。また、借り入れについて優遇金利（平地 2.4%、山地 1.4%）の借り入れ制度もある。また、社会保障費について、通常は給与の 50%程度取られるが、一定の割合で減額される。

新規に農業をやる人が農業法人に入ることも可能。その場合、給与労働者として入るケースや、農業法人内で独立採算者としてはいることも可能。どんな形態かは全く自由。

農家の収入は、小規模農家は、25.000 ユーロ（3.3 百万円）以下、中規模農家は、25.000～100.000 ユーロ（3.3～13 百万円）、大規模農家：100.000 ユーロ（13 百万円）以上とわが国に比べて規模はかなり大きい。例えば、中・大規模農家の穀物・菜種油

⁸ フランスでは、どちらかといえば、経験よりは資格取得者を重視する傾向にある。

⁹ なお、新しく農業を始める人は、農作物別最小耕作面積以上農地がないと、補助金を受けることができない。また、SDDS（県、構造改革マスタープラン）には、そこで農業をやるための条件が記載されており、計画がないところは土地利用できない。なお、ZAC の農地版もあり得る。マスタープランを作る段階で区割りを決めていく。

関連収入は 185 千ユーロ（24 百万円。補助金 38 千ユーロ＋雑収入を含む）。これから、生産費用 66 千ユーロを控除すると、1 経営単位当たりの純収入は 120 千ユーロとなる。一人あたりに換算すると、穀物で最も高い水準で 50 千ユーロ/人（税前。最も高い水準）となっており、それほど高いわけではない。

収入における補助金の割合は、9～45%。平均で 10%程度となっている。補助金は、2009 年 EU 補助金（農業政策）は、面積、動物の数にリンクしていたが、2010 年から面積に自動的によるのではなく、環境要因も加味されることに変更された。

3. 農地の権利移転

農地の所有形態は、賃貸でも所有でも自由。現実には、農地賃貸の農家が多い（土地所有で農業に従事している人：6.258 千人、土地を賃借して農業を行っておる人：16.423 千人、仲間から賃借して農業を行っている人：4.032 千人）。

このように、3/4 近くが賃借農業。この背景には土地を持つと煩わしいということがある。また、元来農地は貴族が所有していたが、フランス革命で人民が農地を所有し大農業家が出現した。その後、農業をやめる農家が土地だけを賃貸していくケースが増えた。

賃貸料は、概ね地価の 1.5%から 2.0%となっているが、農地の賃貸借料は自由価格ではなく、賃貸料も自由市場ではない。農地を投機の対象としないために、政府が、毎年農地賃貸価格の上下限を決めている。この背景には農業自給が国の政策の基本という考え方がある。賃貸料は、耕作地、農業施設、住宅の 3 つに分けて決まることとなる。

農業賃貸料指標（毎年変更）があり、これにより農地価格は自動的に変更される。農業賃貸料指標は、物価上昇率反映部分：40%、農地価格上昇率反映部分：60% として計算される。

賃貸期間は、18 年、21 年等種々あり。年金受給年齢までというのものもある。

1958 年のドゴール大統領時代から、農地の売買に許可が必要となった（それまでは自由）。この目的は、政府が農地の売買に関与して農地価格を安定させ若い人に農業定着させたいため。

具体的には、SAFER（サフェール：土地整備農村会社¹⁰）が農地の先買い先権を持っている。そして、農地の権利移転を行う場合は、小規模農地を除いては、公証人は、SAFER に届出を行うことが必要。SAFER が高いと考えた時には、措置を行う。

¹⁰ SAFER は、官民共同組織で各地方に 26 ケ所あり、中央に連合体がある。州の代表、農業会議所の代表、保険会社、銀行、農事組合等の代表者によって構成される。政府監察官がこれを監督する。

農地売買の許認可権限は最終的にはプルシェ（農業省の出先ではない。日本では言えば、内閣府の県単位の出張所。最も大きい仕事は合法検査）にある。

農地の売買の要請があれば、SAFER は、100%購入する。かつ、価格は適正価格で購入することが義務付けられている。SAFER が土地を購入した場合は、購入した農地を 5 年以内に売却する。その間に賃貸も行う。特に、これから農業を始める人に適正な価格で処分する。売り先として、（農業の生産性が低いため）株式会社は視野に入っていない。農業を実際にやる人を対象とする。買い手の需要がないと、補助金を手厚くする等により、需要を創出する。

耕作放棄地とする場合は、届出が必要。届出後、SAFER が先買い権を行使することとなる。

小規模農地については、土地整備委員会（市町村および地方毎にある。市長等で構成される）が売買許可を出す。また、農業関連の諮問委員会（関係者で構成される、決定権限はない）は、地域の農業の方向性を議論する。

SAFER が取得した農地を競争入札にかける場合で複数の応募者があった場合には、価格競争は行わずに、一定の基準により選定される。例えば、minimum unit が 0.5ha 以上の場合は、新しく農業を始める人の方を従来から農業をやっていた人で継続してやりたいとするより優先する。また、minimum unit が 0.5ha 以下の場合は、従来やっていた人で拡張する人を優先する等の基準で選定される。（複数ではなく）一人だけ応募があった場合には、農業資格があるかどうかで決まる。minimum unit を満たしており、農業資格があれば自動的に認められるということである。

4. 農業会議所の役割

新たに農業をやりたいものには、地域の農業会議所が相談を受ける。何を生産するか、いかに販売していくか等について、農業会議所が相談に乗る。また、営農許可を受けた法人が農業者を探す時にも相談に乗る。生活面等も含めて、新規農業就業者が着地するためのもろもろの相談に乗ることが主な業務。

農業会議所は、都市地域の商工会議所（又はギルド）の農業地域版といった存在であり、メンバーは選挙により選ばれる。わが国の農業委員会にある面似ているが、実態はかなり異なる。

なお、農業者の利益団体として農事組合がある¹¹。

5. 農産物の流通

¹¹ わが国の農協とは異なる。

日本の農協に似た組織はない、但し、販売のための共同組織（全国一律の組織ではなく販売専門の共同組織）はある。

農産物の販売先は、①直接販売、②協同組合に入って販売、③スーパーマーケットに独自に販売の3通りがある。

農産物の価格は、現状、スーパーマーケットが値付けのリーダーシップを持っている。この価格に準じて農家はスーパーに売らないで、自ら直接消費者に売ることもある。農地については、概ね形ができているが、農産物の価格については、流動的な部分が多いのが現実となっている。

6. 中央行政の体制

農業と食品衛生とが一体となっている。農業と林業ももちろん一体。また、環境省と国土省とが一体となっている。農業と環境とを一体として、国土開発総合会議ができている。そこで、産業と国土計画すべてについて、補助金を決めていく。

土地整備委員会は、農地の整理、区画整理は、土地整備委員会が行う。この土地整備委員会は、最終的には、収用権を持っている。

これら農業政策のベースには、やはり、食糧自給という考え方がある。それば、農業（小麦、穀物、ブタ、イモ等）を守っていくという考え方につながっている。

7. わが国我が国農業制度との比較におけるフランス農業制度の特徴

現在、我が国では農業制度の改革が進められているが、構造改革的観点から見たフランス農業の特徴は次の点にある。

- ① 若年層の農業離れという傾向はあるものの、国としては農業を大きな柱としている。このために、（農地改造的な面よりは）農業者の所得に関する補助金を潤沢に出している¹²。
- ② 耕作放棄となる農地や農業を停止した農地は SAFER¹³が先買い権¹⁴先を持ち、これを購入し次なる農業経営者に譲渡する仕組みを取っており、更に、農地価格は行政が決定する。いわば農地の国家管理が行われている。
- ③ 営農主体は、株式会社、農業法人、個人等幅広い。営農許可は一定の基準があるが、一度許可を受けるとその後は比較的弾力的である。農業法人等においては農業者資格が必要であり、専門職としての許可基準があるが、農業法人内では

¹² それでも、農業は基本的に収益性が高い産業とは言えないために、若年層の農業参入は少ない。

¹³ わが国の農地中間管理機構はこれに似ているが、売買随意であり、SAFER と比べるとほとんど機能していない。

¹⁴ ある面では先買い義務

実際に農業を行う者は（家族労働を始め）随意である。

- ④ わが国の農業委員会に当たる組織はないが、県単位の農業指針委員会及び農業会議所が類似している。農業指針委員会は農業のスキーム作りに大きな役割を果たしており、農業委員会は新規に農業を行う農業者の指導等を行っている。
- ⑤ わが国の農協に当たる組織はない。